

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神奈川県は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県知事

公表日

令和7年10月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき、寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の適用を希望する者（以下、「申請者」という。）が提出する寄附金税額控除に係る申告特例申請書等を收受・保管する。また、申請者の居住する市区町村に対し、eLTAX（地方税ポータルシステム）を用いて寄附金税額控除に係る申告特例通知書を電子送付する。
③システムの名称	ふるさと納税do（ふるさと納税業務管理システム）、エクセル（表計算ソフト）、eLTAX（地方税ポータルシステム）
2. 特定個人情報ファイル名	
寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル（エクセル）	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） 別表項番24
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	神奈川県総務局財政部財政課
②所属長の役職名	財政課長
6. 他の評価実施機関	
教育委員会	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・神奈川県政策局政策部情報公開広聴課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線3714 ・神奈川県総務局財政部財政課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線2268
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・神奈川県総務局財政部財政課 〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1 電話045-210-1111 内線2268
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------	------------------	--

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分に行っていない
---------------------	--------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	-----------	---

判断の根拠	特定個人情報を扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証又は権限設定によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、適切な管理を行っている。
-------	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月18日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	エクセル(表計算ソフト)、eLTAX(地方税ポータルシステム)	ふるさと納税do(ふるさと納税業務管理システム)、エクセル(表計算ソフト)、eLTAX(地方税ポータルシステム)	事後	
令和3年8月18日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	寄附金税額控除に係る申告特例申請者整理簿(エクセル)、寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル(エクセル)	寄附金税額控除に係る申告特例通知書ファイル(エクセル)	事後	
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人未満(任意実施) 令和2年9月30日 時点	1,000人以上1万人未満 令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和2年9月30日 時点	500人未満 令和3年3月31日 時点	事後	
令和3年8月18日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	[○]委託しない []	[]委託しない [十分である]	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和3年3月31日 時点	1,000人以上1万人未満 令和4年3月31日 時点	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和3年3月31日 時点	500人未満 令和4年3月31日 時点	事後	
令和5年6月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和4年3月31日 時点	1,000人以上1万人未満 令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年6月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和4年3月31日 時点	500人未満 令和5年3月31日 時点	事後	
令和6年6月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和5年3月31日 時点	1,000人以上1万人未満 令和6年3月31日 時点	事後	
令和6年6月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和5年3月31日 時点	500人未満 令和6年3月31日 時点	事後	
令和7年10月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	1,000人以上1万人未満 令和6年3月31日 時点	1,000人以上1万人未満 令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年10月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	500人未満 令和6年3月31日 時点	500人未満 令和7年3月31日 時点	事後	
令和7年10月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)第9条第3項別表第一項番16	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)別表項番24	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月10日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	なし ※様式変更に伴う新規設問	[十分である] 「判断の根拠」 マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得を行い、登録されているマイナンバーに誤りがないことを確認するなどしており人為的リスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年10月10日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし ※様式変更に伴う新規設問	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] [十分である] 「判断の根拠」 特定個人情報を扱うシステムへのアクセスが可能な職員は、パスワードによる認証又は権限設定によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、適切な管理を行っている。	事後	